

- 1 公表期間 令和7年12月5日から令和8年1月5日まで
- 2 計画（案）に対する意見の提出結果 5人（61件）
- 3 提出された意見及び市の考え方

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前（当初）	反映
1	要望	115	資料2のとおり。	<p>貴重なご意見誠にありがとうございます。 本市におきましても、これまでの取り組みと同様に、市民の皆様との対話を重視し、広くご意見を拝聴してまいる所存です。 さて、ご意見をいただきました、接続道路に影響する対策（道路線形・接続箇所・安全施設の設置）はルート決定後、詳細設計にて検討し、公安委員会との協議を踏まえ決定します。 また緊急車両通行ルートについては相楽中部消防組合消防本部の意見を伺いつつ、出動に影響しない道路の新設を進めます。</p>	112	—	—	×
2	要望	135 概要版 11	良好な住環境の為に、梅美台・州見台地区におきまして、空き家問題、高齢化社会、移住してきてもらいやすく、住みやすい為に、JR木津駅へのバスを増やして頂きたいです。 私個人として仕事をするにあたり、奈良駅への渋滞があり、仕事の幅が狭くなり選べない。娘も通勤が不便で一緒に住めない事（通勤が不便）主要な市役所、病院、職安、警察へいくのに不便。将来、自動運転を実証実験して（相のりで）頂きたいです。その為に道路をすべてにおいて整備してほしいです。予算も組んで頂きたいです。	<p>市としては、市民の皆様の移動手段を確保するため、路線バスの確保やコミュニティバス等の運行の維持を図っているところです。 市内路線バスについては、収支均衡の確保を目指しているが依然として厳しい状況であることから、令和5年度には、運行事業者から廃止を含む路線再編の申し入れがありました。市としては、事業者支援を行うなど、現在の路線を確保しているところです。そのような状況を踏まえ、133頁の『② 交通施設の方針』の『（イ）バス交通等の利便性向上』に次の内容を記載しています。 JR木津駅等を中心としたバス交通について、市民に身近な公共交通機関として利便性の向上を促進します。 ＜主な取り組み＞ ・路線バスの確保及びコミュニティバス等の運行の維持と利便性の向上 ・路線バス、コミュニティバスのJR木津駅、近鉄高の原駅での接続に配慮したダイヤ等の見直し ・関西文化学術研究都市での実証実験の実施及び参加 次に、自動運転については、前述の〈主な取り組み〉にもありますように、関西文化学術研究都市での実証として、1月には市内で初めて、城山台地区において自動運転バスの実証実験を行います。実証実験を通して運行上の課題を把握し、社会実装の可能性を探ることとしています。 最後に州見台・梅美台地区からJR木津駅へのアクセス向上に資する新規道路の整備検討を予定しており、112頁の『② 交通施設の方針』（主な取り組み）の1つとして記載しております。 今後も、市民の皆様の日常的な移動手段を確保するため、既存の路線バスの確保に努めるとともに、コミュニティバス等の運行継続に取り組んでまいります。</p>	112 133	—	—	×
3	意見	1	<p>（1）都市計画マスタープランの位置付け、について。 上位計画として京都府の「相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（相楽都市計画区域マスタープラン）」、「関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画（学研都市建設計画）」が図に書かれているが、「京都府山城地域基本計画（～令和11年度まで）」も記載すべきではないか。</p> <p>下の方に書かれている「分野別計画」に「過疎地域持続的発展市町村計画」が書かれていない。令和4年に加茂地域が過疎地域に指定され、この計画が作られている。過疎地域を活性化することは都市計画の中で大きな課題なので、しっかりとその名称を記載しておく必要がある。</p>	<p>都市計画法第18条の2に基づき策定される「都市計画マスタープラン」には、法律によって明確な「上位計画」が指定されています。法律上の上位計画は、「市町村の基本構想（市総合計画）」および「都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（府相楽都市計画区域マスタープラン）」と定められています。 経済産業省所管の「京都府山城地域基本計画」は、分野別計画としての位置づけられ、「など」に含まれるものと認識しています。 過疎地域持続的発展市町村計画についても、分野別計画と認識しており、「など」の中に含まれるものと認識しています。</p>	1	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
4	意見	10	(6) 前期5か年の実績（取り組み）、交通施設整備について。 「JR上狹駅の改築」とあるが、工事は地盤が軟弱と明らかになつたので対応する必要があり、まだ完了していない。よって、ここに記入することは出来ないと思われる。記入する場合は工事が膠着状態になっている旨を明記すべきだ。	前期5か年の実績（取り組み）としての成果を記載しています。「JR上狹駅の改築」については、担当課に確認し、令和7年度末に完了見込みであることを踏まえて記載しております。故に記載の変更等は不要と考えます。	10	—	—	×
5	意見	22	有形民俗文化財、について。 「木津の渡し船」であるが、これを観光に生かす具体的な事業がないのは残念だ。国土交通省、水管理・国土保全局が呼びかけている「かわまちづくり」事業に挑戦すべきだ。支援制度も用意されており、府下では亀岡市、八幡市、京都市、南山城村、宇治市、和束町が取組んでいる。	木津川市が所有・管理する「木津の渡し船」は、木津浜の旧家・土久里家が所有していたものです。木津一上狹間の渡し船として、明治年間の運行に使用されていたものと考えられています。木津と上狹の間は奈良街道の要所ですが、江戸時代から明治26年（1893）の泉橋架橋までは橋がなく、両岸の往来には渡し船が用いられていました。往時は、10艘の渡し船があったようですが、木津川の渡し船で現存するものはほとんどなく、貴重な資料であることから、平成29年に京都府暫定登録有形民俗文化財となりました。 令和5年に文化庁の認定をうけた『木津川市文化財保存活用地域計画』では、「木津の渡し船」の保存活用にかかる課題として「公開活用の機会がない、大型品のため、輸送・展示場所に制約がある。」との認識を示し、方針として「木津川舟運と渡船について知るために重要な資料である。文化財としての記録作成を実施するとともに公開・活用方法について検討を行う。」としています。 木津川は、平城宮の宮殿や平城京内の貴族邸宅・寺院で使われる物資の輸送をはじめ、古代以来人と物を運ぶ大動脈としての役割を果たしてきました。木津川が陸路を分断するところでは、渡し船が街道を結ぶ役割を担ってきました。国土交通省の「かわまちづくり」支援制度は、河川とそれにつながるまちの活性化に資する水辺の整備・利用に係る取組みを支援されるもので、大型品であるため展示場所の確保が困難な「木津の渡し船」の活用には、渡し船や上荷船の拠点であった木津川の浜の整備と一緒に検討すべき課題であると考えます。なお、『木津川市文化財保存活用地域計画』では、木津川上荷船六ヶ浜や渡しの保存活用にかかる課題としては「河川敷（推定）と思われるが、構造や詳細は不明。」との認識を示し、方針としては「河川改修や整備事業に際し現地確認等を実施し実態解明に繋げる。また普及啓発活動を行う。」としています。 河川敷内の整備には、国土交通省をはじめ関係機関との調整が必要であるほか、「木津の渡し船」の管理など文化財保護行政を所管する教育委員会部局も含めた市全体で、計画作成や推進体制の構築に向け、財政負担や施策の優先度など、具体化には多岐にわたって検討する必要があります。今後の検討に向け、貴重なご意見として承りたいと存じます	—	—	—	×
6	意見	26	③地域別人口、について。 「一方で、加茂地域と山城地域では、緩やかな減少が続いている。」の後に「南加茂台地域の急激な人口減少によって令和4年に加茂地域は国より過疎地域に指定されました。本市は令和4年度より木津川市過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、加茂地域の活性化に取組んでいます。」と明記すべきだ。	114頁の「既成市街地（加茂地域）」の「1) 地域の概況」に「とりわけ昭和62（1987）年に開発が完了した南加茂台地区の人口減少に起因し、令和4（2022）年4月に加茂地域が過疎地域に指定されています。」を記載しており、同様の文言を追記します。 また同じく114頁において、加茂地域の活性化に取組む内容を記載しています。	26	③地域別人口 (略) …人口が急増しています。一方で、加茂地域と山城地域では、緩やかな減少が続いている。 とりわけ昭和62（1987）年に開発が完了した南加茂台地区の人口減少に起因し、令和4（2022）年4月に加茂地域が過疎地域に指定されています。	③地域別人口 (略) …人口が急増しています。一方で、加茂地域と山城地域では、緩やかな減少が続いている。	○

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
7	意見	32	<p>本文第一段落目の内容「木津駅周辺エリアでは、木津川市のイメージを再構成できる「顔」の創出、加茂駅周辺エリアでは、加茂地域の中心市街地にふさわしい商業の形成を目標として定めています。」について。</p> <p>バローやプラント等の大型店舗の登場で市内の小規模のスーパーが経営難に陥ってしまっていることや、山城町には依然として買い物する場所がない状態が続いていることを課題として捉えていないばかりか、対策も記載されていません。</p> <p>京都府策定の「相楽地域商業ガイドライン」を引用するのは良いが、もっと木津川市として市民の買い物利便性についての課題を認識し、対策を講じるべきだ。</p>	<p>ご指摘の「I 計画の前提」の章では、次章以降の都市計画の目標を定めるための状況整理を行っております。</p> <p>現在、計画に示しているとおり、相楽地域商業ガイドラインにおいて大規模小売店舗の立地を抑制し、中心市街地の衰退を防ぎ、商業と生活の拠点を維持すべく努めており、「II 全体構想」の章において、商業機能等の集積が求められるJ R木津駅周辺等については「中心都市拠点」、J R加茂駅周辺及びJ R棚倉駅周辺においては「都市拠点」として、本市における拠点を明確化しています。</p> <p>小売店舗の維持には人口密度の維持が不可欠ですが、昨今的人口減少社会を捉え、地域商業ガイドラインに加えて、コンパクトシティ化の実現に向けた立地適正化計画を策定し、適切な都市機能の誘導を図りたいと考えています。</p>	—	—	—	×
8	意見	44 - 45	<p>④地区計画、について。</p> <p>地区計画が市内に18か所あるが、見直しが殆どされていないことがこの表から分かる。昭和62年から見直しも一切ないままのもの（綿田淀村地区計画）もあり、過疎地域になっている加茂地域の「加茂駅周辺地区計画」は平成8年策定で29年前に作ったままである。唯一見直しがされたのは「相楽リサーチパーク地区計画」（令和6年10月1日変更）となっている。時代と共に問題も移り変わるわけで、見直しはもっと頻繁にするのが当たり前だと考える。</p> <p>「※以上18 地区においては、開発の実情や社会情勢にあわせて、点検や見直しを行っております。今後も必要に応じた地区計画の見直しを検討します。」とあるが、見直しがたったの一件ということは問題だ。点検はどこで誰がしているのか。都市計画審議会でも点検・見直しについて話し合って欲しい。</p> <p>また、この地区計画に不隨して「木津川市地区計画等の案の作成手続に関する条例」が定められているが、市民への周知は十分だろうか。この条例の第2条に「市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。」とある。そして、市の住民及び利害関係人は、縦覧に供された地区計画の案について市に意見書を提出することができる、とされている。</p> <p>つまり、住民が市の都市計画に意見を出す仕組みが都市計画法にも保障されており、「木津川市地区計画等の案の作成手続に関する条例」にもその旨が書かれているが、知っている市民は少ないと思われる。市は「市民との協働」を謳うのであれば、もっと積極的にこの条例を市民に紹介し、都市計画に意見を言ってもらうよう体制を強化すべきではないか。</p> <p>よって、「木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」と併せて、「木津川市地区計画等の案の作成手続に関する条例」についても本計画で市民に分かりやすく説明しておくべきと考える。</p>	<p>地区計画は、地権者の皆様の権利を基礎とし、その合意や発意に基づいて運用されるべき柔軟な制度であると認識しております。</p> <p>本市においても適宜見直しを実施しておりますが、一律の期間を設けて点検を行う性質のものではなく、地域の状況変化や必要性に応じて、その都度速やかに対応していく方針をとっております。</p> <p>また、手続きに関する条例の周知については、都市計画法に基づいた縦覧はもとより、市ホームページや広報を通じた分かりやすい情報発信により、実効性を高めてまいります。</p> <p>なお、④地区計画の策定年月日と変更年月日の混在がありましたので、修正します。</p>	44 - 45	<p>同一列内で「策定年月日」、「変更年月日」を上下に記載し、それぞれの地区計画の策定年月日及び変更年月日を記載することとする。</p> <p>※本セル内ではスペースの関係上横並びで記載</p> <p>①木津川台地区計画 平成元年5月9日 ②木津南地区計画（州見台・梅美台） 平成4年5月29日 ③木津中央地区計画（城山台） 平成22年2月23日 ④相楽リサーチパーク地区計画 令和6年10月1日変更 ⑤木津駅前地区計画 平成16年12月20日 ⑥木津庁舎周辺地区計画 平成18年6月23日 ⑦高の原地区計画 平成25年12月26日 ⑧加茂駅周辺地区計画 平成8年5月24日 ⑨綿田淀村地区計画 昭和62年1月20日 ⑩上泊の場地区計画 昭和62年1月20日 ⑪北河原堂ノ上・椿井安ノ平地区計画 平成4年5月29日 平成20年12月19日 ⑫上泊東林・椿井上野地区計画 平成4年5月29日 平成20年12月19日 ⑬平尾開キ・山森地区計画 平成12年6月9日 平成20年12月19日 ⑭綿田北部地区計画 平成12年6月9日 令和2年3月31日 ⑮平尾西方儀・北河原乾川原地区計画 平成12年6月9日 平成20年12月19日 ⑯国道沿道地区計画 平成12年6月9日 令和2年3月31日 ⑰棚倉駅西地区計画 平成9年11月21日 平成20年12月19日 ⑱当尾の郷会館地区計画 平成30年11月30日</p>	策定年月日	○

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
9	意見	47	⑤市街地開発事業等、について。 昭和62年の加茂ニュータウン開発、つまり南加茂台地域のことなど、既に開発が終わったニュータウンを紹介している。現在、これらニュータウン（今は古い）が一斉に高齢化を迎えて新たな問題が生まれているのは周知の事実だ。今後、これらの街をどう持続可能にしていくかが喫緊の課題であることに言及しなければ、このページの意味がないのでは。	ご指摘の通り、既成ニュータウンにおける高齢化や施設の老朽化は、本市の都市経営における重要な課題であると認識しています。しかしながら、当該項目「⑤市街地開発事業等」は、本市の都市形成の経緯を整理したものであり、現在の課題や今後の対応方針については、本計画の『地域別構想』において、持続可能な居住環境の維持として位置づけているため、本項への記載は行わないものとします。	47	—	—	×
10	意見	53-55	1) 相楽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、2) 関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画、及び3) 相楽地域商業ガイドラインについて。 これら府の策定した方針と計画、ガイドラインが紹介されているが、木津川市の都市計画の中にここまで詳細に引用する必要があるとは思えない。そうではなく、市が主体的に市内の整備や開発について考えるべきである。こんな長文を引用したところで、市民にはわかりづらいだけではないか。	本計画は、都市計画法に基づき上位計画に即して策定しています。特に本市は関西文化学術研究都市（京都府域）として広域的な都市形成の一翼を担っている点、及び相楽地域商業ガイドラインに基づき大規模小売店舗の立地を適正に制御し、中心市街地の活性化と商業・生活拠点の両立を図っている点について、上位計画との整合性を具体的に明示することが極めて重要であると考えています。 市民の皆様への分かりやすさについては、本編では詳細な記述や図表を用いるなどしています。	—	—	—	×
11	意見	61	クラスター型の都市づくりについて。「クラスター」の意味が分からぬ。用語解説にあったものの、やはり一般的な単語とは言えず、ただ分かりにくい文面になっている。誰でもわかる日本語で記載するべきだ。	関西文化学術研究都市の計画当初より用いられてきた言葉ではございますが、時代の変化とともに分かりづらくなっている点もあり、丁寧な解説が欠けていたと認識しております。 『クラスター型』という用語は、多種多様な機能が集積した拠点や地区を相互に連携させてひとつの集合体としてとらえ配置するタイプの都市づくりを意味するものであり、上位計画においても共通して用いられています。本市としても、これまでの計画との整合性や一貫性を保つため、当該用語を継続して使用しております。 なお、市民の皆様への分かりやすさについては、ご指摘を踏まえ、用語解説の内容をより平易な表現に充実させるなどの工夫により対応してまいります。	164	クラスターは、本来は花やブドウの房の意味であり、都市計画で用いるクラスターは、多種多様な機能が集積した拠点や地区を相互に連携させてひとつの集合体としてとらえ、配置するタイプの都市づくりを意味する。ここでは関西文化学術研究都市の各開発地区を指す。	○	
12	意見	64	●拠点、について。 都市拠点のJR加茂駅周辺・JR棚倉駅周辺について。「住民のニーズに対応した商業・業務機能等の都市機能を配置」とあるが、どうやって住民のニーズに対応してきたのか。加茂地域や棚倉地域でアンケート調査でもしたのだろうか。ただ理想を文字にするだけでは意味がない。具体的な取組みを実施すべきだ。	将来都市構造図における都市拠点の考え方を記述したものです。その地域に、真に実効性の高い、望まれる施設を配置していく趣旨で記載しています。	—	—	—	×
13	意見	64	●拠点、について。 地域拠点のJR上柏駅周辺について。文面は美しいが、現実ではJR上柏駅周辺に変化はなく、相変わらず買い物をする場所がない。現実を直視していないのではないかと疑ってしまう。課題と対策を書くべきだ。	ご指摘の箇所は、将来都市構造図における都市拠点の考え方を記述しており、課題と対策を記載することは、馴染まないものと認識しています。 都市計画マスタープランにおいて、しっかりと地域拠点として明示しておくことで、民間事業者の機運を高め、日常生活サービス機能の維持・充実の促進を図りたいと考えております。 また、ご指摘に関する内容については、121頁の「(イ) JR上柏駅周辺における地域拠点の形成」に記載しています。	—	—	—	×
14	意見	69	●土地利用方針、都市型住居地区について。 スプロール開発の意味が分からぬ。誰でもわかる日本語で記載すべきだ。➡「無秩序な開発を抑制」で良いのでは。	165頁に「スプロール開発」の用語解説を記載していますのでご参照をお願いします。	—	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
15	質問	71	<p>●土地利用方針、田園共生地区について。 ①前期計画では「木津川アートを通じて」農村地域の魅力を発信し…としていたが、なぜ削除されたのか。</p> <p>②また、地域住民と共に移住・定住の促進は前期計画で実現したのか、出来なかったのなら後期計画で改善を図る必要があるのに、そういう内容の文章がない。</p>	<p>①木津川アートがこれまでの「アート×地域」から「アート×企業」に変更したため、農村限定での実施でないため、「木津川アートを通じて」の文言を削除しています。</p> <p>②令和2年12月15日に加茂町瓶原地域が移住推進特別区域に指定され、令和3年度から京都府と協働して移住促進事業補助金を支出しています。前期計画中（R3～R7）では、本補助金を活用して、4組7名の方が加茂町瓶原地域に移住されました。市としては、引き続き本制度を活用しながら、移住促進を進めてまいります。</p>	—	—	—	×
16	意見	71	<p>●土地利用方針、市街化検討ゾーンに記載の「JR棚倉駅東側は、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備及び主要地方道枚方山城線の同バイパスまでの延伸構想にあわせて、周辺での都市的土地利用の検討を行います。」について。</p> <p>バイパスの建設に合わせて賑わいを作る計画とのことだが、他力本願過ぎないだろうか。先日公表された「第2次木津川市総合計画（後期基本計画）の進捗」の中にも、「にぎわい拠点整備は国道24号線城陽井手木津川バイパス事業の進捗に左右され、整備時期が想定できない。」と見通しの困難さが明記されていた。木津川市として「にぎわい」を創る覚悟が必要ではないか。</p>	<p>国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に係る交通形態の変化を好機と捉え、同路線を通過道路とするだけでなく、国道163号線との結節点においてにぎわいを生む拠点の整備を検討するものです。</p> <p>賑わい創出には、ハード面（インフラ施設、交通アクセス、公共空間等）による人が訪れやすい環境を整備することや、ソフト面（イベントや地域コミュニティ等）での人的・文化的な要素が必要であると考えております。両者がバランスよく連携することで、持続可能な活気ある地域づくりが可能と考えます。</p>	—	—	—	×
17	意見	73	<p>【安全で快適に通行できる骨格的な道路環境の形成】について。</p> <p>「歩道の確保や緑化による道路景観形成」とあるが、現実ではあちこちで枯れた街路樹が放置され、枯れていない街路樹は秋に葉を落とす「迷惑な存在」として事前に切り詰められて電信柱のような無残な姿をさらしている。現実と文章が乖離している。</p>	<p>景観の形成と適正管理の両立のあり方について引き続き検討してまいります。</p>	—	—	—	×
18	要望	74	<p>上から2行目の「幅員拡充など交通安全対策の充実」について。</p> <p>24号線などの主要幹線道路についての文面だが、課題と対策を書かないのはなぜか。24号線の上狹交差点については危険な国道を横断する際に歩行者用の信号機がない状態が放置され続けている。交通安全対策を講じていないと言われても仕方がないのではないか。住民からの要望あるなし以前に、やって当たり前の安全のための整備である。各方面に働きかけて早急に対応して頂きたい。</p>	<p>ご意見の内容については、担当課へ共有しておくこととし、当計画には反映致しません。</p>	—	—	—	×
19	意見	75	<p>(イ) 幹線道路について。</p> <p>市役所の全面道路である市道木335号木津山田川線の改善であるが、遅々として進まない。この道路の拡幅について「整備を目指す」のではなく10年、20年計画を立て戦略的に進められないのか。また、進捗も市民に分かるようにすべきではないか。図書館をあの場所に設置したままという点についても疑問を感じるばかりだ。四肢に障がいを持つ人、ベビーカーは通行できない危険な道のまだ。</p>	<p>市としても重要性は十分認識しております。ただ、戦略的に進めるために無理な立ち退きをお願いすることは、皆様の今の平穏な暮らしを損なうことにもなりかねません。そのため、「皆様の生活の変化（相続や転居など）」に市が寄り添い、土地をお譲りいただける機会を逃さず確実に取得していくことで、将来にわたって持続可能な形で着実に整備を進めてまいりたいと考えております。</p>	—	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映	
20	意見	77	<p>(ア) 鉄道路線、について。</p> <p>「京阪奈新線の近鉄高の原駅への延伸並びに北陸新幹線南部ルート及びリニア中央新幹線の早期整備を関係機関へ働きかけます。」とあるが、記載の必要性があるのだろうか。</p> <p>京阪奈新線については、本市の「まちづくり」に確かにものがない現状では、たとえ「延伸」しても赤字路線になるだけだ。</p> <p>北陸新幹線については京都市議会の自民党議員団すら「地下水への影響」、「建設発生土への対応」、「工事車両による交通渋滞」、「市財政への影響」等の懸念が出されている問題事業だ。わざわざ本市の都市計画に記載すべきではないように思う。</p> <p>リニアについては「南アルプスの生態系破壊」「膨大なトンネル発生土による環境被害」「超電導磁石の電磁波による健康被害」「事故の危険性と乗客の安全確保の不備」「地盤陥没の危険性」「直下型地震と人命被害」「巨大な電気消費量」「7000万人の大都市圏は幻想」など多数の問題が指摘されている。ゼロカーボンの観点だけとっても、本市の理念とは相反するものではないか。</p>	<p>都市計画マスタープランは、市のまちづくりの基本的な方針を示すものです。「京阪奈新線の近鉄高の原駅への延伸並びに北陸新幹線南部ルート及びリニア中央新幹線の早期整備を関係機関へ働きかけます。」は、国、府、JR、近鉄などの関係機関に対して、「市は本気で取り組んでいる」という強力な根拠（エビデンス）を示す必要があります。「高の原駅への延伸」や「北陸新幹線やリニア中央新幹線」は、地域の交通利便性を劇的に変える可能性があるため、今の段階から計画に記載しておく必要があります。</p> <p>また、「ゼロカーボンの観点だけとっても、本市の理念とは相反するものではないか。」については、あくまでリニア中央新幹線の実施主体が行うことではありますが、本市としては、これらを「相反するもの」として切り捨てるのではなく、「環境負荷を抑えつつ、持続可能な発展を目指す」ものとして理解し、本市の近隣に建設されることを歓迎しています。</p>	—	—	—	—	×
21	意見	77	<p>(イ) 鉄道駅、〈主な取り組み〉にある「駅前広場の整備」について。</p> <p>JR木津駅西口の公園の植栽が荒れ果てている。市の玄関口である駅前公園の美化の必要性について言及すべきではないか。</p>	ご意見の内容については、担当課へ共有しておくこととし、当計画には反映致しません。	—	—	—	×	
22	意見	80	<p>【河川の水辺環境の保全・活用と水質保全】について。</p> <p>P22と同様に、国土交通省 水管理・国土保全局が呼びかけている「かわまちづくり」事業に挑戦すべきだ。支援制度も用意されており、府下では亀岡市、八幡市、京都市、南山城村、宇治市、和束町が取組んでいる。</p>	<p>ご指摘の箇所は、全体構想の「(3) 都市・自然環境及び歴史的・文化的遺産の方針」の「1) 基本的な考え方」について記載しています。</p> <p>また木津川は国土交通省の所管であること、河川敷内の整備には、国土交通省をはじめ関係機関との調整が必要であるほか、財政負担や施策の優先度など、具体化には多岐にわたって市全体で検討する必要があります。今後の検討に向け、貴重なご意見として承りたいと存じます。</p>	—	—	—	×	
23	意見	81	<p>①公園・緑地の方針の〈主な取り組み〉について。</p> <p>「緑化協定、地区計画指定の検討」とあるが、実際のところどの地域で緑化協定があるのかなど具体的に記載すべきだ。南加茂台地域には緑化協定が当時結ばれたと聞くが、今は守られていないと聞いたこともある。</p>	緑化向上が望まれる地区について緑化を推進するための手段として例に挙げたものであり、文脈上、緑化協定や地区計画が指定されている地域を列挙することは馴染まないと考えています。なお、緑化協定については当時の加茂町により認可された南加茂台地区緑化協定があり、現在も効力は有効となっています。	—	—	—	×	
24	質問	83	<p>②山林・里山等の自然環境及び農地の方針の〈主な取り組み〉の下から2行目。</p> <p>生産緑地制度とは何か。これを活用するとどういう利点があるのか。全然分からない。</p>	用語解説にもあるように、生産緑地とは、市街化区域農地のうち、将来にわたって適切に保全される緑地として都市計画法及び生産緑地法に基づいて指定された地区のことです。生産緑地に指定される主なメリットは、土地所有者にとっては固定資産税の軽減と相続税・贈与税の納税猶予です。その他のメリットとしては、都市にうるおいやヒートアイランド現象の緩和をもたらし、延焼遮断帯としての機能等が發揮されます。	—	—	—	×	
25	意見	83	<p>③都市施設等の緑化の方針、について。</p> <p>「適切な」とあるが、具体性がない。現実は維持管理に苦労しているのではないか。どうすれば植栽管理が適切になるのか、現状分析と併せて記載すべきだ。</p>	2.都市計画の方針(分野別方針)となりますので、現状の問題を述べる箇所ではございません。緑地や植栽の維持管理は、管理体制や費用面などの課題を伴う重要なテーマとなるため、維持管理の実情を踏まえた緑化のあり方について検討してまいります。	—	—	—	×	
26	意見	84	<p>④河川、ため池の方針の〈主な取り組み〉の「井関川における親水空間の活用」について。</p> <p>国土交通省 水管理・国土保全局が呼びかけている「かわまちづくり」事業について言及すべきではないか。</p>	現時点で検討に至っていないため、今後、調査・研究してまいります。	—	—	—	×	

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
27	意見	85	⑤ 生活環境の方針について。 二酸化炭素の排出を抑制する話と水洗化の話が一緒に書かれていて分かりにくい。①温暖化対策②上下水道保全と分けるべきではないか。 また、本市の地球温暖化対策実行計画は、より実効性あるものに更新していく必要がある。「庁舎の省エネ管理（LED化・太陽光発電）検討」ではなく、庁舎の省エネ管理化と公共施設の屋根に太陽光発電を設置するなど長期計画でもよいので見通しを持つべきだ。	他の方針とのバランスもございますので、更なる分割は行わないこととした。また、庁舎の省エネ化につきましては、ご指摘も踏まえながら引き続き検討を行ってまいります。	—	—	—	×
28	意見	86	⑥ 歴史的・文化的遺産の方針の〈主な取り組み〉の「市内の小中学校の歴史遺産郷土学習の推進」について。 加茂小に子どもが通っている。これまで一度も学校から海住山寺、淨瑠璃寺や岩船寺に行ったことはないそうだ。地元でこれであるから、他地域の子どもたちはもっと知らないだろう。歴史遺産郷土学習をしていないわけではないが、一部学校限定や知識の詰め込みで終わっていないだろうか。体験学習を大いに取り入れて五感で学ぶ機会を増やすべきだ。教育委員会との連携が必要になる。	ご指摘も踏まえながら、担当課とも調整し、適切な歴史遺産郷土学習の推進を進めます。	—	—	—	×
29	意見	86	⑥ 歴史的・文化的遺産の方針の〈主な取り組み〉の「上泊環濠集落、上泊茶間屋街、木津本町通、船屋通などの伝統的まち並みの景観保全」について。 これらの伝統的まち並みは大半が失われている。「景観保全」と書くのは容易いが、実際に保全するには戦略が必要だ。歴史的な町家は所有者が維持できないとなったら壊されているのが現状だ。これを個人の問題ではなく市の財産と考えるのなら、例えばNPOが買い取る、資力のある企業に呼び掛けて保全を図るなど多様な手段を駆使して保全に取り組む必要がある。ただ「保全」と記載するのではなく、現実はこうで、だからこうしていきたい、と書くべきだ。	ご指摘も踏まえながら、より良い保全のあり方について検討してまいります。	—	—	—	×
30	意見	89	【中心都市拠点と都市拠点の整備】の「JR加茂駅周辺とJR棚倉駅周辺を、中心都市拠点を補完する都市拠点として位置付け、地域住民のニーズに対応した都市機能を配置します」について。 P 6 4と同じ。これまでどうやって住民のニーズに対応してきたのか。ただ理想を文字にするだけでは意味がない。具体的な取組みを実施すべきだ。	中心都市拠点や都市拠点には人口を集積させたいので、当該地で生活する上で必要となる都市機能を配置したいという趣旨で記載しています。	—	—	—	×
31	意見	89	【地域拠点の整備】の「近鉄山田川駅周辺、JR上泊駅周辺及び梅美台の近隣商業地域を地域拠点に位置付け、周辺住民の日常生活サービス機能の維持・充実を図ります。」について。 P 6 4と同じ。文面は美しいが、現実ではJR上泊駅周辺に変化はなく、相変わらず買い物をする場所がない。現実を直視していないのではないかと疑ってしまう。	まずは都市計画マスターplanにおいてしっかりと地域拠点として明示しておくことで、民間事業者の機運を高め、日常生活サービス機能の維持・充実の促進を図りたいと考えております。	—	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
32	意見	91	<p>④ 木津駅東側地区の市街地形成に向けた検討、〈主な取り組み〉の「まちづくり協議会」について。</p> <p>木津川市の言う「まちづくり」は単に都市開発のことではないか。都市開発のことを「まちづくり」と言ってしまうと指すものが違ってしまうため混乱を招くのではないか。</p> <p>木津川市の建設部建設課に「まちづくり事業推進室」があるが、この「まちづくり」も「都市開発」の意味になっている。この計画の話とは少しずれるが、正しく業務内容を示す名称つまり、「都市開発事業推進室」とでも表記すべきだ。</p> <p>まちづくりとは法令上の明確な定義はないが、一般的には「地域住民の生活環境を改善し、地域の魅力や活力を高めるための活動」のことである。国や自治体主導でこれまで進められてきた都市計画は、建物やインフラを新たに整備してまちそのものをつくることを意味する場合が多い。それに対して「まちづくり」は行政だけでなく、住民や企業など多様な主体が協力し合いながら、現在あるものを活用して都市機能を再生・改善していく取り組みが主流くなっている。言葉は正しく使うべきだろう。</p>	<p>「④木津駅東側地区の市街地形成に向けた検討」の項目における〈主な取り組み〉として「・木津駅東側地区の事業化調査を踏まえたまちづくり協議会の組成」としており、ここで記すまちづくり協議会とは、都市開発に向けた検討を行う協議会を指しております。</p> <p>本市域内での前例としては、現在の木津東地区土地区画整理準備組合の前身として、木津東地区まちづくり協議会がありました。</p>	—	—	—	×
33	意見	92	<p>⑥ 既成市街地の方針の〈主な取り組み〉の「空家等の適切な管理及び利活用の促進」について。</p> <p>適切な管理と利活用の促進では具体性がなさすぎる。現状でもそれはしていることになっているが、成果が上がっていない。空家バンクも運用がうまく行っていない。そういう課題をとらえ、どうやって改善していくのか、方向性を示すべきだ。</p>	<p>空家については職員によりパトロールを実施し、所有者等への通知等を行うことによって適正管理の促進に努めています。</p> <p>また、空家の適正管理に係る相談に適切に対応できるよう、パンフレットの作成や、広報での周知等を行っています。</p> <p>空家バンクについても利活用の一助として今後も進めてまいりたいと考えております。</p>	—	—	—	×
34	意見	92	<p>⑦ 集落地区の整備の〈主な取り組み〉の「…地域住民との協働による移住・定住の促進」について。</p> <p>p.71と同じ。地域住民と共に移住・定住の促進は前期計画で実現したのか、出来なかったのなら後期計画で改善を図る必要があるのに、そういった内容の文章がない。</p>	<p>地域住民との協働により移住・定住の促進を図っている地域もあり、引き続き施策を進めてまいりたいと考えています。</p>	—	—	—	×
35	質問	92	<p>⑦ 集落地区の整備の〈主な取り組み〉の「市街化調整区域における地区計画の検討」について。</p> <p>残念ながらこれでは何が言いたいのか皆目わからない。</p>	<p>本計画における「市街化調整区域における地区計画の検討」は、集落地区において、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の特性や将来像に即した土地利用や建築のルールを定める手法の一つとして示したものです。</p> <p>現時点で特定の地区や具体的な内容を定めるものではなく、今後、地域の状況や課題、住民意向等を踏まえながら、必要に応じて地区計画の導入を検討していくという方針を示しています。</p>	—	—	—	×
36	意見	92	<p>⑧国道24号城陽井手木津川バイパスの整備にあわせた地域活性化の推進、について。</p> <p>p.71と同じ。バイパスの建設に合わせて賑わいを作る計画のことだが、他力本願過ぎないだろうか。先日公表された「第2次木津川市総合計画（後期基本計画）の進捗」の中にも、「にぎわい拠点整備は国道24号線城陽井手木津川バイパス事業の進捗に左右され、整備時期が想定できない。」と見通しのなさが明記されていた。木津川市として「にぎわい」を創る気概が必要ではないか。</p>	<p>国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に係る交通形態の変化を好機と捉え、同路線を通過道路とするだけでなく、国道163号線との結節点においてにぎわいを生む拠点の整備を検討するものです。</p>	—	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
37	意見	94	(5) 都市景観形成の方針について。 都市景観についての文章だが、なぜ「緑の基本計画（平成26年～令和5年）」に言及がないのか。P.1の位置づけには「緑の基本計画」が記載されているにもかかわらず、具体的な内容が書かれているこのページに「緑の基本計画」が一言も出てこない。追記すべきだ。併せて、「緑の基本計画」を見直して更新すべきだ。「緑の基本計画」は見直しも訂正もされていない。	ご指摘を踏まえ、(3)都市・自然環境及び歴史的・文化的遺産の方針の1)基本的な考え方について、右記のとおり修正します。 なお、緑の基本計画については引き続き現行計画を延長して計画の実現に努めることとしております。	80	1) 基本的な考え方 木津川や山林をはじめとする豊かな自然や自然と調和した歴史的・文化的遺産は、本市の特徴を示すとともにまちの魅力を高める重要な要素であることから、これらの保全・活用を図りつつ、緑の基本計画に基づき、市街地においても緑とうるおいのある快適な都市環境の形成を図ります。	1) 基本的な考え方 木津川や山林をはじめとする豊かな自然や自然と調和した歴史的・文化的遺産は、本市の特徴を示すとともにまちの魅力を高める重要な要素であることから、これらの保全・活用を図りつつ、市街地においても緑とうるおいのある快適な都市環境の形成を図ります。	○
38	意見	95	② 田園景観の形成、〈主な取り組み〉の「生産緑地制度のオープンスペースを活用した田園景観の保全」について。 意味が分からないので、もっと丁寧に説明をして欲しい。	「生産緑地制度のオープンスペースを活用した田園景観の保全」とは、市街化区域内に指定されている生産緑地が、農地としての機能を果たすとともに、開放的な空間として周辺の景観形成や環境保全に寄与している点に着目し、これを田園的な景観資源として活かしていく考え方を示したものです。	—	—	—	×
39	意見	95	③ 歴史的景観の形成、本文や〈主な取り組み〉にある、「地域住民と協働して保全を図ります。」について。 歴史的景観を住民と保全するということだが、具体的にどうするのかが全く伝わらない。P.86でも書いたが、実際に保全するには戦略が必要だ。歴史的な町家は所有者が維持できないとなったら壊されているのが現状だ。これを個人の問題ではなく市の財産と考えるのなら、例えばNPOが買い取る、資力のある企業に呼び掛けて保全を図るなど多様な手段を駆使して保全に取り組む必要がある。ただ「保全」と記載するのではなく、現実はこうで、だからこうしていきたい、と書くべきだ。	ご指摘も踏まえながら、より良い保全のあり方について検討してまいります。	—	—	—	×
40	意見	96	④ 道路景観の形成、について。 p.73と同じ。現実ではあちこちで枯れた街路樹が放置され、切り株になった場所も放置。枯れていない街路樹は葉を落とす「迷惑な存在」として切り詰められて電信柱のような無残な姿をさらしている。	景観の形成と適正管理の両立のあり方について引き続き検討してまいります。	—	—	—	×
41	意見	100	② 地震・火災対策の推進、の「常備消防」について。 城山台に新設中の相楽消防本部について言及しているが、その他の出張所についてなぜ触れないのか。山城出張所は建て替え、木津西については廃止の方針であることを明記すべきだ。	広域的な消防体制の整備状況を踏まえ、相楽中部消防組合消防本部の移転にスポットを当てて記載しています。個別の消防出張所に関する整備方針や再編内容については、相楽中部消防組合消防本部において検討・判断される事項であり、本市の都市計画マスタープランにおいて明記することは想定できません。	—	—	—	×
42	意見	109	(エ) 河川・治水対策、について。 「市のシンボルでもある木津川は多様な生物や植物が生息・植生しており」とあるが、木津川市はレッドデータブックを作っていない。ぜひとも木津川市に生息する動植物を体系的にまとめる活動を市民と共に進めて欲しい。	動植物の調査は継続的に行って価値を発揮するものですが、かなりの費用と人的資源が必要となり、現時点では検討に至っておりません。	—	—	—	×
43	意見	114	(3) 既成市街地（加茂地域） ここに過疎地域持続的発展市町村計画について追記する。	木津川市過疎地域持続的発展市町村計画は、分野別計画の「など」に含まれるものと認識しており、改めてご指摘の箇所には記載は考えていません。	—	—	—	×
44	意見	115	(イ) 加茂地域の特性に応じた良好な住環境の維持、の〈主な取り組み〉の「船屋通の伝統的なまち並み保全」について。 P.86と同じ内容だが、市民との協働によるまち並み保全をどうやって進めるのか、全く具体的な内容がない。ただ計画に書いておいただけになっては困る。そして、実際は船屋のまち並みは90%失われている。	所有権は個人たる市民にあるため、まち並みの保全にあっては市民との協働が不可欠となります。難しい課題であると認識していますが、地権者の機運の醸成を見定めつつ、市としては保全に向けて取り組みたい旨について明記しております。	—	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
45	意見	116	③ 都市・自然環境及び歴史的資源の方針の〈主な取り組み〉の「JR加茂駅周辺での観光案内の実施」について。 観光協会の位置が悪すぎる。しかも、加茂駅の改札口に和束町のキャラクターが出迎えている。非常にまずい状態ではないか。観光戦略がないと批判されても仕方がない。	観光案内のあり方や情報発信の方法については、より効果的な配置や分かりやすい案内が求められるとの課題認識を持っています。本計画は都市計画の基本的な方針を示すものであることから、個別施設の配置や具体的な運営内容まで踏み込んで記載するものではありませんが、ご意見の内容については、担当課へ共有しておくこととし、当計画には反映致しません。	—	—	—	×
46	意見	118	(ウ) 公園・緑地の整備・維持管理、〈主な取り組み〉の「市民自主管理活動」について。 市民との「協働」を本当に進めるならば、自治会との連携を進める、または新たな地域コミュニティの形成を手掛けなくてはならないだろう。現状は地域長だけを相手にした格好になっており、地域との連携がうまく行っていない。	市民自主管理活動をはじめとする官民連携のあり方について、引き続き検討してまいります。	—	—	—	×
47	意見	123	③ 都市・自然環境及び歴史的資源の方針、の〈主な取り組み〉の「上狛環濠集落、上狛茶問屋街の伝統的なまち並みの保全・活用を検討」について。 保全と活用をするのではなく、「検討」どまりなのか。	まち並みの保全については地域住民との連携が不可欠なため、本文において「地域住民とともに伝統的なまち並み景観としての保全を検討します。」としており、主な取り組みにおいてもあくまでも行政側の視点として検討する旨記載しております。	—	—	—	×
48	質問	126	(ア) 文化学術研究施設の機能を活かす地区の形成、〈主な取り組み〉の「関西文化学術研究都市での実証実験の実施及び参加」について。 具体的な内容がないので意味が分からず。どんな実証実験をしたのか?またはする予定なのか?	関西文化学術研究都市は、最先端の研究・開発施設や数多くのスタートアップが集うエリアであることから、種々の実証実験を通じて、文化・学術・研究の新たな展開の拠点としての取り組みを推進してまいります。直近の予定では、1月下旬から2月中旬にかけて、城山台地域においてEVバスの実証運行が行われます。	—	—	—	×
49	意見	128	③ 都市・自然環境及び歴史的資源の方針、の〈主な取り組み〉の「アダプトプログラム」について。 この名称も分かりにくい。最後に用語説明があるが、その単語が出てきたページの下部にも解説を付けた方がいいのではないか。	用語解説については巻末に記載することで統一しているため、現行のとおりとします。	—	—	—	×
50	意見	132	(イ) 文化学術研究施設の立地促進、の〈主な取り組み〉の「京都大学大学院農学研究科附属農場などの機能や波及効果を活かしたまちづくりの推進」について。 具体性がない。前期計画で一体どんな事業をしてきたのか。そしてこれから後期計画で何をするのかを明記すべきだ。	同大学院の立地及びその研究内容においては、関西文化学術研究都市としての価値向上に大きく貢献いただいております。今後もその波及効果を見据え、学研都市における文化学術研究施設、研究開発型産業施設等の立地促進、産学官連携の取り組みについて推進します。	—	—	—	×
51	意見	145	(ウ) 自然環境、歴史的・文化的遺産の保全と活用、〈主な取り組み〉の「当尾の郷会館CREATION PROJECTの推進」について。 当尾の郷会館CREATION PROJECTは面白い事業だと思うのだが、もう一つ伝わってこない。当尾の郷会館まで出向かないといけないのはハードルのように思う。もっと身近にならないだろうか。	廃校となった当尾小学校の利活用のため、平成30年度に地区計画を策定の上、「当尾の郷会館CREATION PROJECT(創造事業)」を立ち上げました。会館の一部をクリエイターに制作場所として貸し出し、会館の利活用を促進するとともに、地域の方々との交流機会の創出による地域の活性化の創出を目指しています。	—	—	—	×
52	意見	149	③まちづくり活動の担い手づくり、について。 「市民と行政が協働してまちづくりに取り組むしくみづくりについて検討します。」とあるが、「市民と行政が協働してまちづくりに取り組む仕組みをつくります。」の間違ではないか。協働のまちづくりを実施するのは決定事項であるから、仕組みを早急に構築すべきだ。仕組みを作ることを検討など、生ぬるいことを言っていては到底実行できないだろう。	本計画においては、あらかじめ特定のしくみや手法を一律に定めるのではなく、「検討する」という表現を用いていますが、協働の取組を後退させる意図ではありません。 地域の実情や既存の活動状況、多様な主体の関わり方を踏まえながら、実効性のある形を検討していく必要があると考えています。	—	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
53	意見	149	④「エリアマネジメント」の意味がわからない。用語解説に追加が必要だ。 エリアマネジメント： 住民や企業等が地域の資源や特性をいかしながら、地域の活性化や課題解決に取り組むことで、主体的にエリアの価値を維持・向上させていく活動のこと。 そもそも安易にカタカナを使うべきでない。	ご指摘のとおり、用語解説に「エリアマネジメント」を追加します。		用語：エリアマネジメント 解説：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組みのこと。	—	○
54	要望	151	3. 都市計画マスターplanの進行管理、について。 このマスターplanの進行管理をするのは「木津川市以外の行政、団体等も含めた連絡調整や情報交換の場となる横断的な組織を設置」とあるが、一体どんな組織なのか。正式名称を記載するべきだ。また、委員数は何人で、有識者がいるのか、公募市民がいるのかなども情報として欲しい。 更には、進捗について年次報告がされるのか。されるとしたらHPで公表されるのかも併せて記載して欲しい。	関西文化学術研究都市の整備の推進に係って、横断的な組織の設置について記載しております。現時点では、京田辺・精華・木津川学研都市行政連絡会を組成しており、京都府域の関西文化学術研究都市を構成する二市一町が団結し、学研都市の建設推進や、まちづくりに関する予算の獲得、学研施設誘致等を図るため、国や府に対して要望・政策提案活動を行っています。行政間で構成する組織のため、委員構成はございません。なお、活動内容についてはホームページでも公表しております。 https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,549,112,437,html	—	—	—	×
55	意見	152-154	立地適正化計画を木津川市はまだ策定していない。いわゆるコンパクトシティに向けての計画になるのだが、避けては通れないだろう。府下の市で策定に着手していないのは本市と宮津市ようだ。いつまでに策定すると決めるべきではないか。	「V 次期都市計画マスターplan策定に向けて」において、次期都市計画マスターplanの策定に併せて立地適正化計画についても整理したい旨について意思表示しております。現行計画期間中に本市の特色に合わせたコンパクトシティのあり方を整理することを目標としており、順当にいくと、次期都市計画マスターplan及び立地適正化計画の策定は、令和13年度となります。	—	—	—	×
56	提案	33, 40, 41, 43, 46, 63, 79他	木津川市の地図部分です。 JRの路線名称ですが、大和路線、片町線、奈良線、関西本線と、路線の愛称と正式名称が混在して表記されています。 大和路線が身近な路線名であるなら、片町線ではなく「学研都市線」のほうが良いのではないか? 片町駅が、廃止になって最近では、めっきり使用されなくなりました。JR西日本では、最近の関西本線については、JR難波～加茂間を「大和路線」、加茂～亀山の区間を「関西本線」と呼び分けているようです。JR東海は、亀山～名古屋間を関西本線と呼んでいます。分割前は、湊町（現在のJR難波）～名古屋が、関西本線でしたが。奈良線は、「みやこ路線」とも呼んでいますが、世間では、みやこ路快速と呼んでも、奈良線が未だに一般的だと考えます。	ご指摘のとおり「大和路線」、「関西本線」については区間に応じて呼び分けがありますが、「片町線」については区間に応じた呼び分けではなく、本計画においては正式名称である「片町線」を使用しております。	—	—	—	×
57	意見	115	また、入居開始（昭和56（1981）年12月）から、30年以上経過・・・の部分ですが、44年経過しているので、少なくとも30年以上ではなく、40年以上にすべきと考えます。	第35回木津川市都市計画審議会において同様の指摘をいただき、現在パブリックコメントの募集に際して閲覧している本計画においては、「40年以上」として修正済みです。	—	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
58	提案	152	<p>「次期都市計画マスタープラン策定に向けて」についての部分が非常に弱いと考えます。</p> <p>ここに至る、現状のデータなどすでにあるものに対する資料は盛りだくさん記述されているのに、最も重要な、将来に向けて、木津川市が、周辺の市町に比べ弱いと喧伝される「都市計画」に対する踏み込みが、相変わらず弱いと考えます。</p> <p>「立地適正化計画」「コンパクト・プラス・ネットワーク」にしても、国交省の参考資料の切り貼りでしかありません。</p> <p>令和の都市（まち）づくりでは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 働く場所をはじめとした都市機能のさらなる集積による地域活力の向上 2. 地域の歴史・文化や景観・環境などの地域固有の魅力に根ざすまちづくりの推進 3. 地域の付加価値を高めるマネージメントの強化 4. 激甚化・頻発化する災害からの安全性・防災力の強化 5. これらを推進する為の、政策間、地域間での連携の観点から進めるべきと提言されています。 <p>木津川市においても、上記の1, 2, 3, 4について具体的な事項を列挙しておくべきと考えます。</p> <p>百歩譲っても、上記の2, 3, 4については、しっかりと方向性を打ち出すべきと考えます。</p> <p>2では、地域住民の誇り・愛着の醸成により、木津川市の魅力を高める観点から、歴史・文化などの地域資産を生かす取り組みを進めることで、木津川市固有の魅力を高めるまちづくりの推進。</p> <p>3では、人口減少社会において、需要の減少が見込まれる中、将来にわたり人々から支持され、共感が得られる魅力ある木津川市であるために、民間事業者によるソフト面を含む多様な公共貢献の促進や、バブリックライフを育むエリアマネジメント活動の推進</p> <p>4では、人口減少が進む中で、激甚化・頻発化する災害に対しては、減債・防災への取り組みを継続し、地域経済や、人々の暮らしの基盤となる木津川市の安全性や防災力の強化を進める。その為の立地適正化計画制度と災害対策の連携強化、都市防災力強化への民間投資の巻き込み促進を図る。</p> <p>等を打ち出しておくべきと考えます。</p>	<p>ご指摘の章においては、まずは次期都市計画マスタープランの策定に併せて立地適正化計画についても整理したい旨について意思表示しております。ご指摘のような立地適正化計画に求められている社会的意義について整理し、本市の特色に併せた立地適正化計画のあり方について、次期計画の策定に向けて引き続き検討してまいります。</p>	—	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映	
59	意見	61	<p>II 全体構想</p> <p>3 都市計画を進めていく上で基本的な視点について</p> <p>○「地域特性に応じた拠点の適正化による、クラスター型の都市づくり」</p> <p>↓</p> <p>(3ページ 現在進行している地域の疲弊に対して具体性に欠けているのでは)</p> <p>①山城地域の棚倉・上駄駅周辺のまちづくり</p> <p>総務省は令和6年指定地域共同活動団体制度の創設の中で、「人口減少や少子高齢化等に伴い…資源制約が顕在化し、地域社会が取り巻く環境が一層厳しくなる」と述べ、木津川市都市計画マスタープランでも「今後人口は、穏やかに減少し、高齢化率も上昇することが予測される」としています。市的人口減少や高齢化・小世帯家族化は、市の周辺地域の加茂・山城や1990年代以降急速に人口が急増した木津西部地域で顕著に進んでいます。</p> <p>山城地域では、公共交通で木津地域の市中心都市拠点へと南北軸にクラスター型のまちづくりの導線が作られています。地域内では、棚倉駅周辺にぎわいづくり、上駄駅周辺の商業・居住の都市拠点と2か所のまちづくりの拠点が構想されています。しかし棚倉駅周辺にぎわいづくりは完成の見通せない24号城陽井手木津川バイパスの整備・枚方山城地方道のバイパスへの延伸により駅周辺にヒトやモノが集まる商業環境の変化を待ちで、上駄駅も鉄道とコミュニバスを結ぶように駅周辺を整備したり駅周辺を具体的に商業・居住の都市拠点にしていくように具体的に着手していくような提案はされていません。高齢化や人口減少、小世帯家族化が急速に進む地域にとって計画を具体的な施策に落とし込むことは待ったなしです。地域内には食料・日用品を買いそろえる店も皆無です。お隣の井手町では都市計画に沿って玉水・多賀両駅の高架、駅前整備、商業施設の誘致等大規模に計画を進めています。私たちは井手町のような大きな財政出動を伴う計画を求めていたのではありません。これまで住民自らが、社協サークルの野菜の吊り店販売や隣町のスーパーへの送迎・移動スーパー誘致交渉などを独自に進めてきました。両駅を中心とした賑わいづくりや商業の地域拠点づくりには「住民と行政が力を合わせたまちづくりの先進事例」などを参考にしたりして住民との協議を進めていくべきです。</p> <p>②JR奈良線複線電化促進運動の総括を</p> <p>JR奈良線複線化促進協議会は、昭和42年に前身となる国鉄奈良線複線電化促進協議会として設立され、昭和62年にJR奈良線複線化促進協議会として、奈良線の利便性や沿線のまちづくりに取り組んできました。発足から38年が経ち、その間に奈良線の利便性や沿線のまちづくりに成果をあげてきています。しかし、他方ではJR奈良線・関西線・学研線・近鉄京都線と鉄道環境に恵まれた鉄道環境にありながらこれらの鉄道各線をバスでつなげる交通ネットワークをつくることは充分な取り組みは見られませんでした。祝園や三山木駅を利用する山城地域の通勤・通学の方たちの利用の利便性だけでなく、都市部から山城地域へ還流する導線も考えられたかもしれません。発足から38年、JR奈良線複線電化促進運動の総括をする必要があるのではと考えます。</p>	<p>①について</p> <p>JR棚倉駅周辺については都市拠点とし、住民のニーズに対応した商業・業務機能等の都市機能を配置する拠点として位置付けており、JR上駄駅周辺については地域拠点とし、地域住民の日常生活に必要なサービスを提供する拠点として位置付けております。</p> <p>JR棚倉駅西側については棚倉駅西特定土地区画整理事業を実施しております、都市計画道路棚倉駅西口通線及び上駄城陽線沿いに近隣商業地域及び準住居地域を指定し、商業・業務機能等の配置に備えた用途地域としております。</p> <p>また、JR棚倉駅の東側にあつては、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備及び主要地方道枚方山城線の同バイパスまでの延伸構想に併せて、商業機能、居住機能の配置等による都市的土地区画整理事業を実施しております。</p> <p>JR上駄駅西側については、第一種住居地域に指定しており、床面積が3,000m²以下の店舗等の立地は可能となっております。</p> <p>都市計画としましては、今後、立地適正化計画の策定により適切な居住誘導を図り、人口密度の維持・向上により、店舗等を営む民間事業者の立地に対する機運の高まりを促進したいと考えておりますが、現時点では駅周辺の整備等を行うことについては検討しておりません。</p> <p>②について</p> <p>詳細な公共交通の内容については、各分野別計画において記載を検討されるべきものであると考えております。</p>	—	—	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
60	意見	61	<p>○「安心・安全に暮らせる、災害に強い都市づくり」 (3ページ防災行政としては不十分では) 近年の異常気象による豪雨災害や大規模地震の頻発はこれまで以上に災害に強いまちづくりが求められ、阪神淡路大震災以降、木津川市も災害に強いまちづくりへ、「防災から減災」へと防災行政を転換し、危機管理課も数度にわたり再編強化されています。「安心・安全に暮らせる、災害に強い都市づくり」を目標にしたマスター・プランでも木津川や中小河川の堤防強化や内水除対策の取組が行われ成果が見られます。しかし、他方では都市計画(案)とは逆に木津川市の施策には「市民の安心・安全」の柱になるはずの消防出張所の廃止やや避難に係る施策には後退も見られます。以下の点です。</p> <p>①避難行動が逆に災害を発生させる危険 市が指定する避難所や避難経路はハザードマップ上の浸水域・氾濫流の押し寄せる危険な地域にあり避難行動が逆に災害を誘発する危険があります。</p> <p>②高齢者・災害弱者の防災伝達手段からの排除を助長するアナログ戸別受信器の廃止 2024年11月でアナログ防災放送が廃止となりました。山城地域長連合会で地域要望でデジタル無線の個別受信機の設置を求めましたが、市は「情報伝達の多重化(テレビや電話・FAX・ラインなど多様な情報伝達を介して)で情報収拾が図れる」と戸別受信機に変わる代替措置を行いませんでした。総理府消防庁は平成30年7月豪雨災害において、気象条件の悪化等により屋外スピーカーを用いた防災行政無線等からの音声が聞き取りづらい場合があり災害を大きくしたことを教訓に、「防災・減災、国土強靭化のための緊急対策(令和7年まで)」において避難行動に必要な情報等が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村について、個別受信機等を配備することにより情報伝達の確実性を向上させる緊急対策を実施しました。市町村が戸別受信機を配備するにあたっては緊急防災・減災事業債や特別交付税による地方財政措置の活用ができる手厚い配備促進措置があるものでした。市民全体への戸別配布ではなく災害弱者への配布措置は必要でした(令和2年には市町村における導入団体1,312団体／1,741団体、配備台数441万4000台)。情報をうまく入手できない・情報を扱えない高齢者や障害者、情報ツールを持っていない子どもなどを防災行政から排除するものです。</p> <p>③一部消防出張所の廃止について この項は相楽中部消防の問題ですが、防災行政の重要なもので下記のように指摘させていただきました。 2020年11月、相楽中部消防は「相楽中部組合消防本部新庁舎建設に係る説明会の開催について」として説明会開催の案内文(別紙添付資料)を管内自治会の掲示板に貼られました。木津西消防出張所に係る説明会とは知らず3会場、40余名の参加で消防出張所の廃止の説明が終わっています。消防出張所の統廃合に係る問題は「市民の生命や財産を守る行政のもっと重要な課題」です。市民の生命や財産に係るこの種の事案は可能な限り多くの市民の声に耳を傾け、慎重を期すべきです。「多くの声で紛糾する」とか「市民のエゴで反対される」とかの問題ではありません。どのように新庁舎や消防出張所の統廃合問題を考えるのかをまちづくりの担い手・自分事として市民一人一人が責任を持って参加する新しい住民主体の自治が生まれる契機となったと思われて残念でなりません。</p>	<p>ご意見について担当課とも共有し、今後の防災に係る取り組みを進めてまいります。</p>	—	—	—	×

No.	種別	ページ (当初)	提出意見	市の考え方	ページ (最終)	変更後	変更前 (当初)	反映
61	要望	148	<p>IV 都市計画の推進方策 1, 住民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進について ↓ (賛成 まちづくりの主人公は住民です!) ①④にあるようにまちづくりの担い手はそこに住む市民です。地域には多様な組織やボランティア活動が生まれています。これらの地域の人的な資源を活用し、市民の主体性を可能な限り引き出しながら街づくりを進めていただくことを求めます。</p>	ご意見を踏まえながら、今後も協働によるまちづくりを進めてまいります。	—	—	—	×